

論 説

クロスボーダー配当ストリップングに対する課税のあり方

— 日独比較を中心に —

中嶋美樹子

(立命館大学大学院経済学研究科博士後期課程3年)

目 次

- I はじめに
- II インピュテーション方式の下での配当ストリップング
 - 1 配当ストリップングの背景
 - 2 配当ストリップングの態様
 - 3 所得税法50c条の制定
- III 半額課税方式の下での配当ストリップング
 - 1 インピュテーション方式の廃止と配当ストリップング
 - 2 所得税法20条の改正
 - 3 法人税法8b条の改正
- IV 日本法との比較
 - 1 受取配当等の益金不算入制度
 - 2 配当戻し金に係る源泉徴収
- V おわりに

I はじめに

経済のグローバル化の進展とともに、多国籍企業はクロスボーダー取引により国際的なアグレッシブなタックスプランニングを行ってきた。金融取引は世界中の投資家の資金調達・資産運用の手段として使われる。取引は国内のみならず国境を跨いで行われ（クロスボーダー金融商品取引）投資家の資金調達・資産運用の場を世界中に広めている。このなかで一部の投資家が、クロスボーダー金融取引を税法上取り扱いの異なる国家間で行い、そこから生じる所得につき無税あるいは二重非課税とすることで租税負担を著しく軽減させている。OECD加盟国は、これらのスキームに対する課税のあり方を検討し、その成果

として2015年にBEPS行動計画に係る最終報告書が公表され、それに基づき各国は対抗措置を講じつつある。

配当ストリップングは、株主が配当基準日直前に保有株式を取引の相手方に貸付又は売却し、当該取引の相手方が配当を受領した直後に元の株主に返還又は再売買する取引をいう。配当ストリップングは国内のみならず国境を跨いで行われ（以下「クロスボーダー配当ストリップング」という）、そこから生じる費用が支払者側の課税管轄において控除される（Deduction）一方、それに対応する収益が受取者側の課税管轄において課税所得に含まれない（No Inclusion）といったD/NIのミスマッチを生じさせる。D/NIのミスマッチに関しては、2015年のBEPS行動計画2に係

る最終報告書⁽¹⁾（以下「BEPS最終報告書」という）において一定の勧告がなされている。

日本では、BEPS最終報告書の勧告に対応して、平成27年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度の改正が行われた（税法23条の2(2)）ものの、クロスボーダー配当ストリップングについて税法上の対応が行われているのであろうか。

他方、ドイツにおいては、長年にわたりクロスボーダー配当ストリップングに悩まされてきた歴史がある⁽²⁾。このため、ドイツではOECDの議論に先駆け、様々な税法上の対応がなされてきた。

そこで本稿は、クロスボーダー配当ストリップングを対象に、特に、国境を跨いだ配当又は配当戻し金の課税に焦点を当て、ドイツにおける税法上の対応と日本法との比較を行う。IIでは、この問題に関する調査委員会に専門家意見として提出された報告書⁽³⁾をもとに、ドイツにおけるクロスボーダー配当ストリップングの背景と態様を概観する。IIIでは、

ドイツの税法上の対応を分析する。IVでは、日本法との比較を踏まえて、日本法のあり方を検討する。

II インピュテーション方式の下での配当ストリップング

1 配当ストリップングの背景

ドイツでは、1977年から2000年まで、法人と出資者に対する二重課税を排除するためにインピュテーション方式が採られていた⁽⁴⁾。インピュテーション方式は、「法人が支払った法人税は出資者が支払うべき法人税や所得税の前納額の性格を持つと考え、出資者が受取った配当金が負担していた法人税を出資者が負担すべき法人税額や所得税額から控除」⁽⁵⁾されることにより、「法人が出した利益に対し、法人段階での法人税と法人出資者段階での法人税および個人出資段階での所得税が二重に課税され」⁽⁶⁾る状況を排除するものである。ドイツでは、法人の利益に対する法人税のほか、

(1) OECD, Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, Action 2-2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project (2015).

(2) Christoph Spengel, Darlegung der tatsächlichen und rechtlichen Gegebenheiten, welche bei sogenannten Cum/Ex-Geschäften mit Leerverkäufen zur mehrfachen Erstattung bzw. Anrechnung von tatsächlich nur einmal einbehaltener und abgeführter Kapitalertragsteuer bzw. bis zur Abschaffung des Körperschaftsteuerlichen Anrechnungsverfahrens nur einmal gezahlter Körperschaftsteuer führten, Sachverständigen Gutachten nach § 28 PUAG für den 4. Untersuchungsausschuss der 18. Wahlperiode, 28. 7. 2016.

(3) 配当ストリップングに関する調査期間は1999年から2011年までである。そのため、2012年以降の判例や税制改正の影響は本報告書の議論に十分反映されているとはいえない。Spengel, aa.O., S. 1.

(4) インピュテーション方式の導入の背景については、コッホ・カール「インピュテーション制度導入の背景と施行後の問題」租税研究335号3頁(1977)。村井正『租税法と取引法』（比較法研究センター、2003）15章に詳しい。具体的なインピュテーション方式については、鶴田廣巳「ドイツにおける法人税改革とインテグレーション」関西大学商学論集51巻1-3号153頁(2006)154-155頁。東良徳一「ドイツにおけるインピュテーションシステムの論理性と整合性」大阪産業大学経営論集14巻2号17頁(2013)。

(5) 東良・前掲注(4)160-161頁。

(6) 東良・前掲注(4)160頁。

図表1 ドイツのインピュテーション方式の下での租税負担（～2000年）

	内国法人株主	外国法人株主		内国法人株主	外国法人株主
法人段階			株主段階		
税引前利益	100	100	純配当	52.5	52.5
法人所得税 (30%)	-30	-30	+ 資本収益税	17.5	
税引後利益	70	70	現金配当	70	
資本収益税額	-17.5	-17.5	+ 法人所得税 (70×3/7)	30	
税引後利益	52.5	52.5	= 課税所得	100	
			法人所得税	-30	
			法人所得税控除	30	
			資本収益税額控除	17.5	
			最終税負担 (-) / 還付 (+)	17.5	

(注) 法人税の税率は利益に対して一律に30%と仮定する。

配当に対する資本収益税は一律に25%と仮定する。

(出所) Spengel, a.a.O. (Fn. 2), S. 6-7. に基づき筆者作成。

配当を行った場合には、法人段階で25%の資本収益税 (Kapitalertragsteuer) が源泉徴収されていた (旧所得税法43条1項及び43a条1項。以下「EStG § …」とする)。したがって、インピュテーション方式の下では、法人段階で利益に対して課税された法人税額及び資本収益税が出資者段階において税額控除されていた。しかしながら、法人段階で課された税額を控除できるのは無制限納税義務者のみで、制限納税義務者はこれを請求できなかった (EStG § § 50(5)2, 36(2)3 a.F.)。

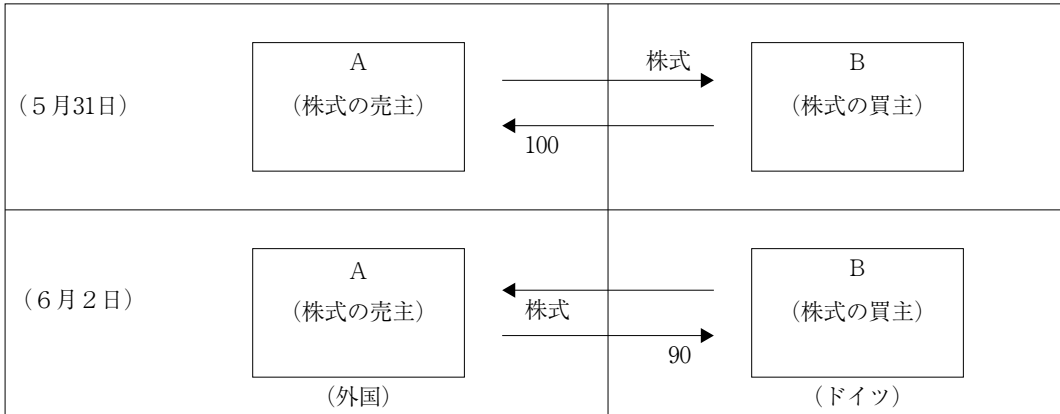
例えば、ドイツ法人が利益を配当した際、これを受け取った株主が内国法人である場合と外国法人である場合との課税関係を見てみる (図表1)。ドイツ法人が100の利益 (税引前利益) を得て、30の法人所得税を課された後の利益70 (税引後利益) を全額配当したと

する。法人段階では資本収益税17.5 (70×25%) が源泉徴収されるため、内国法人株主及び外国法人株主は共に52.5の純配当を受け取る⁽⁷⁾。

ここで内国法人株主は、純配当52.5に資本収益税17.5及び法人所得税30をグロスアップして100の課税所得を得る。これに対する法人所得税は30であるが、ドイツ法人の支払った法人所得税30及び資本収益税17.5を控除する結果、最終的に内国法人株主は17.5の税還付 (30-30-17.5) を受ける。他方、外国法人株

(7) Spengelの報告書では、インピュテーションの下、クロスボーダー配当ストリップングが行われた制度背景を図表1の数値例を用いて説明されている。ここでは、OECDモデル租税条約等による配当に係る源泉税率の制限等は考慮されていない。本稿もSpengelの数値例を用いて説明を行う。

図表2 配当ストリップング（株式の売買・再売買）の基本構造



(出所) 筆者作成。

主は、この制度が適用されないため税額控除を行うことはできない。

そこで、1977年以降、ドイツ法人の株式を所有する外国法人株主は、税額控除の請求を受けられる無制限納税義務者との間で、ドイツ法人の株式を対象とした有価証券取引を行い、間接的に法人所得税及び資本収益税の税額控除の恩恵を受けようとした。

2 配当ストリップングの態様⁽⁸⁾

ドイツでは、配当ストリップングは一般的にCum/Cum取引及びCum/Ex取引の総称とされている⁽⁹⁾。Cum/Cum取引は、配当請求権を有する株式(Cum)の譲渡又は移転であり、かつ実際に配当基準日前に相手方に引き渡される株式が配当請求権を有するもの(Cum)とされる⁽¹⁰⁾。具体的には、売買・再売買又は貸借で行われる株式の移転取引をいう。

他方、Cum/Ex取引は、配当請求権を有する株式(Cum)の譲渡又は移転であり、かつ配当基準日後に相手方に引き渡される株式が配当請求権を有しないもの(Ex)とされる⁽¹¹⁾。これは、Cum/Cum取引における株式の貸借

に空売りが絡む取引をいう。

インピュテーション方式の下では、配当ストリップングは、主としてCum/Cum取引の形式で行われた。以下、株式の売買・再売買及び貸借で行われた配当ストリップングの態様、並びに取引関係者の税法上のインセンティブを整理する。

(1) 株式の売買・再売買を用いた配当ストリップング

配当ストリップングは、例えば次のように行われた(図表2)。5月31日、ドイツ法人の株式を所有する外国法人株主A(売主)は、ドイツの内国法人B(買主)に同株式を100で譲渡する。6月1日、Bはドイツ法人から現

(8) 以下の文献を参照した。Spengel, aa.O. (Fn. 2). Holger Häuselmann, Tax Treatment of Domestic and Cross-Border Securities Lending Transactions: Germany, DFI 2001, 73. Alexander Born, Impacts of Tax Reform 2001 on Stock Lending Transactions, DFI 2003, 25.

(9) Spengel, aa.O. (Fn. 2), S. 3.

(10) Spengel, aa.O. (Fn. 2), S. 4.

(11) Spengel, aa.O. (Fn. 2), S. 4.

図表3 配当ストリップング（株式の売買・再売買）における租税負担

	B (内国法人)		B (内国法人)
法人段階		株主段階	
税引前利益	14.29	純配当	7.5
法人所得税 (30%)	4.29	+ 資本収益税	2.5
税引後利益	10	現金配当	10
資本収益税額	-2.5	+ 法人所得税 (10×3/7)	4.29
税引後利益	7.5	キャピタルロス	-10
		= 課税所得	4.29
		法人所得税 (30%)	-1.29
		法人所得税控除	4.29
		資本収益税額控除	2.5
		最終税負担 (-) / 還付 (+)	5.5

(注) 法人税の税率は利益に対して一律に30%と仮定する。

配当に対する資本収益税は一律に25%と仮定する。

(出所) Spengel, aa.O. (Fn. 2), S. 7-9. に基づき筆者作成。

金配当7.5（総配当10－資本収益税2.5）とともに、2.5の資本収益税控除証明書（Kapitalertragsteuer bescheinigung）及び4.29（総配当10×3/7）の法人所得税控除証明書（Bescheinigung für die anrechenbare Körperschaftsteuer）を受け取る。6月2日、Aは株式を90で買い戻す。

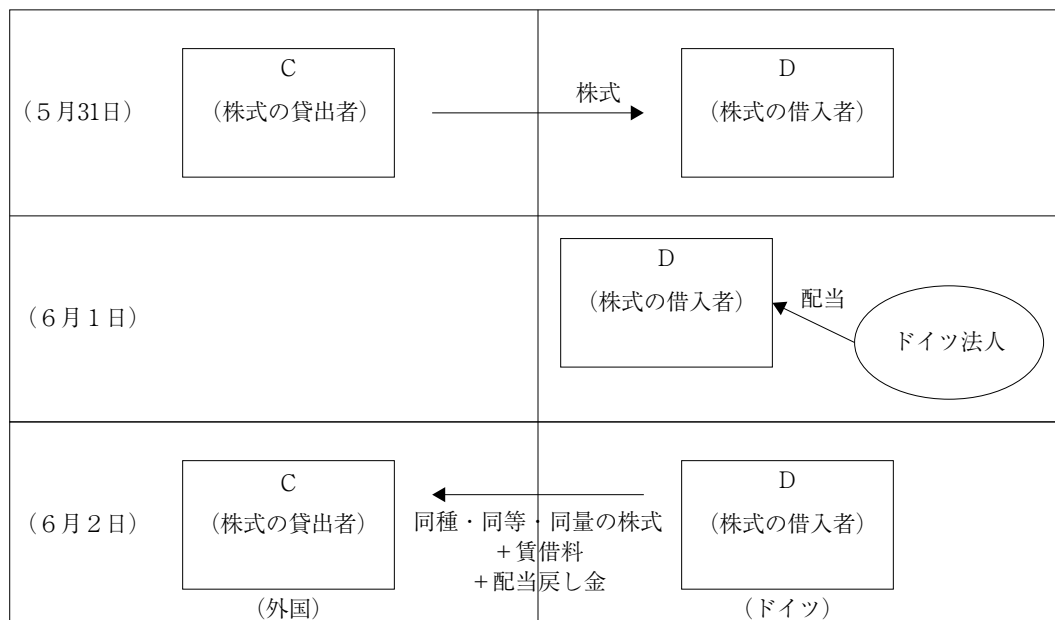
この取引により、Bの課税所得は、現金配当10（7.25+2.5）にドイツ法人の支払った法人所得税4.29を加え、キャピタルロス10（90－100）を差し引く結果、4.29となる。ここに法人税率30%を乗じると、法人所得税は1.29となる。そこから、法人所得税4.29及び資本収益税2.5の税額控除を請求すると、5.5（1.29－4.29－2.5）の還付が生じる（図表3）。他方、Aは100の株式を売却した後90で買い戻すという取引から、10のキャピタルゲインを得

る¹²⁾。

この取引により、A・Bともに、ドイツのインピュテーション方式の目的である法人税の二重課税の排除以上の恩恵を受けることになる。すなわち、Bはこの取引がなければ所得が生じなかったにもかかわらず、キャピタルロスと税額控除の組み合わせで3（7.5+5.5－10）の租税便益を得る。他方、Aは株主として配当を受け取っていれば、手取りは7.5（総配当10－資本収益税2.5）であったにもかかわらず、10のキャピタルゲインを得ることから、2.5（10－7.5）の租税便益を生み出して

12) Aがドイツの租税条約締結国の居住者であることを前提とし、当該租税条約がOECDモデル租税条約13条(5)に従っている場合には、関連会社における株式の売却から生じる利益は売主の居住国においてのみ課税される。

図表4 有価証券貸付の基本構造



(出所) 筆者作成。

いる。この金額は、資本収益税2.5に相当するものである。

(2) 有価証券貸付を用いた配当ストリップिंग¹³⁾

配当ストリップिंगは、有価証券貸付¹⁴⁾として行われることもあった。有価証券貸付は、株式の所有者が当該株式を借入者に貸付け、一定期間後、借入者が同種、同等、同量の有価証券を貸出者に返却する取引である。

有価証券貸付による配当ストリップिंगの具体的な取引の仕組みは図表4の通りである。まず、5月31日、ドイツ法人の外国法人株主C(貸出者)は、ドイツの内国法人D(借入者)にドイツ法人の株式を貸し付ける。6月1日、ドイツ法人は配当を10と発表し、Dは現金配当7.5(総配当10-資本収益税2.5)とともに、2.5の資本収益税控除証明書及び4.29(総配当10×3/7)の法人所得税控除証明書を受

け取る¹⁵⁾。6月2日、DからCに対して、同種・同等・同量の株式の返還、貸借料2.5及びDがドイツ法人から受け取った配当と同額の金銭(配当戻し金; Dividendenkompensationszahlung)7.5の支払いが行われる¹⁶⁾。

税法上、株式の所有権がCからDへと移転するのにともない、経済的所有権¹⁷⁾はCからDへと移転したと考える¹⁸⁾。ただし、有価証券貸付による株式の移転からは、利得または損失

13) この節は、以下の文献を参照した。Wieczorek/Schindler/Hindelang, Praxishandbuch Wertpapierleihe, Springer Gabler 2016; Holger Häuselmann, Repo-Geschäfte in der Steuerbilanz, BB 2000, 1287.

14) BからAに対して担保金を差し入れることがあるが、本稿では担保金の差し入れを考慮しないものとする。

15) 有価証券貸付では、一般的に株式の所有権は、有価証券の引渡しと同時にCからDへと移転する。

は生じないものとされる。6月1日、Dは現金配当7.5を受け取り、6月2日にそれと同額をCに支払うが、現金配当7.5の帰属はDにあるものとされる。6月2日にDからCへ支払われる配当戻し金7.5及び貸借料2.5は当時の税法上、国内源泉所得に該当せず、ドイツで課税されない。その結果、Dの課税所得は、配当所得14.29 (10+4.29) から株式の貸借料2.5及び配当戻し金7.5を差し引く結果、4.29となる(図表5)。ここに法人税率30%を乗じると法人所得税は1.29となるが、法人所得税4.29及び資本収益税2.5の税額控除を請求することで5.5 (1.29-4.29-2.5) が還付される。Dはこの取引がなければ所得が生じないにもかかわらず、貸借料及び配当戻し金の支払い、並びに税額控除の組み合わせで3 (7.5-2.5-7.5+5.5) の租税便益を得る。

他方、Cは株主として配当を受け取っていれば、手取りは7.5(総配当10-資本収益税2.5)であるが、有価証券貸付に係る配当戻し金及び貸借料は国内源泉所得に該当せず、ドイツ

で課税されない。したがって、Cは、貸借料2.5及び配当戻し金7.5の合計10を受け取る。したがって、Cはこの取引から2.5 (10-7.5) の租税便益を得たといえる。

このように、外国法人株主は、配当基準日直前に無制限納税義務者(主に銀行をはじめとする金融機関)に株式を移転し、配当が行われた直後にこれを再移転することで配当を配当以外の所得に転換し、資本収益税を免れていた。

3 所得税法50c条の制定

このようなCum/Cum取引を用いた配当ストリップングに対して、税務当局は1980年までは、これが「法の形成可能性の濫用」¹⁶⁾であるとしてAO § 42 (a.F.) の適用により対応しようとした。税務当局は、株主が配当基準日直前に、保有株式をあらかじめ買戻し又は再売買すると合意した上で譲渡し、かつ株式の譲渡が税額控除の請求以外に経済的な目的を有しない場合にはAO § 42を適用し、内国法

16) 有価証券貸付けにおいては、一般的に借入者が株式に係る配当を受け取ったとしても、これと同額の配当戻し金が貸出者に引き渡される。配当戻し金が借入者から貸出者に支払われるのは、「株券の貸借であってもその果実は貸借されていないという観点から」とされる。植月貢『貸株市場入門(改訂版)』(東洋経済新報社、2005) 45-46頁。

17) 経済的所有権は帰属に関する一般規定である租税基本法39条1項(以下「AO § …」とする)に規定される。同条1項の規定は「経済財は、所有者に帰属する」とされる。村井・前掲注(4)78頁。

18) 有価証券貸付に係る株式の経済的所有権が貸出者にあるのか借入者にあるのかが争われた事件として以下のものがある。BFH v. 17. 10. 2001-IR 97/00, DStR 2002, 78 ; BFH v. 18. 8. 2015-IR 88/13, BB 2016, 231. 有価証券貸付に係る株式の経済的所有権に関する論説として以下のものがある。

Wilhelm Haarmann, Die Relevanz der Rückgewährverpflichtung eines Wertpapierdarlehens für den Übergang des wirtschaftlichen Eigentums- zugleich ein Beitrag zur Zweckrichtung des § 39 AO (§ 39 AO), BB 2018, 1623. 有価証券貸付けに係るか株式の経済的所有権に係る税務当局の見解として以下のものがある。BMF v. 11. 11. 2016, IV C 6-S 2134/10/10003-02, BStBl I 2016, 1324. また、2016年の書簡につき具体的な事例を挙げて説明したものとして、BMF v. 17. 7. 2017, IV C 1 -S 2252/15/10030-005, BStBl I 2017, 986.

19) AO § 42については、清永敬次『租税回避の研究』(ミネルヴァ書房、1995)。2008年のAO § 42の改正については、谷口勢津夫「ドイツにおける租税回避の一般的否認規定の最近の展開」税大論叢40周年記念論文集237頁(2008)。

図表5 配当ストリップング（有価証券貸付）における租税負担

	D（内国法人）		D（内国法人）
法人段階		株主段階	
税引前利益	14.29	純配当	7.5
法人所得税（30%）	4.29	+ 資本収益税	2.5
税引後利益	10	現金配当	10
資本収益税額	-2.5	+ 法人所得税（ $10 \times 3/7$ ）	4.29
税引後利益	7.5	貸借料	-2.5
		配当戻し金	-7.5
		= 課税所得	4.29
		法人所得税（30%）	-1.29
		法人所得税控除	4.29
		資本収益税額控除	2.5
		最終税負担（-）/ 還付（+）	5.5

（注） 法人税の税率は利益に対して一律に30%と仮定する。

配当に対する資本収益税は一律に25%と仮定する。

（出所）筆者作成。

人の税額控除を否認するとした²⁰。

1980年、配当ストリップングに対する対抗規定として、EStG § 50c²¹が制定された。同規定は、(1)法人税額の税額控除を受けることができる無制限納税義務者が、制限納税者からドイツ法人の株式を取得し、(2)その後、ドイツ法人が利益分配を行い、(3)取得年度又はその後の9年間に、無制限納税義務者がドイツ法人の株式を譲渡したことにより損失が生じた場合には、当該納税義務者の利益の算定に当たりこれを考慮しない（EStG § 50c(1)）も

のであった。

図表2の事例で考えると、株式の売買・再売買が上記(1)から(3)の要件を満たした場合には、Bはその課税所得の計算においてキャピタルロス10を控除できない（図表3）。その結果、課税所得は14.29（4.29+10）となり、Bの法人所得税は4.29（14.29×30%）となる。ただし、EStG § 50c(1)は税額控除を否認するものではないので、Bは法人所得税及び資本収益税の税額控除6.79（4.29+2.5）を請求する結果、2.5（4.29-6.79）の還付を受ける。し

²⁰ AO § 42の適用によって配当ストリップングによる内国法人側の税額控除が認められなかったものとして、BMF-Rundschreiben v. 2. 8. 1978; Spengel, a.a.O. (Fn.2), S. 40. 財務省の見解として、Finanzministerium des Landes Nordrhein-Westfalen v. 28. 8. 1978, S 2252-29-V B 2.

²¹ Gesetz zur Änderung des Einkommensteuergesetzes, des Körperschaftsteuergesetzes und anderer Gesetze v. 20. 8. 1980, BGBl I 1980, 1545. 本規定は、2001年にインピュテーション方式から半額課税方式へと変更されたことに伴い廃止された。

たがって、EStG § 50c(1)は配当ストリップングに対して部分的な対処規定にすぎず、内国法人の税法上の恩恵を完全に失わせるものとはならなかった。

また、EStG § 50c(8)にはEStG § 50c(1)のセーフガードとして証券取引所条項(Börsenklausel)が設けられた。証券取引所条項は、配当ストリップングに係る株式の買主が金融機関(Kreditinstitut)を介して証券取引所(Börse)でこれを取得した場合には、キャピタルロスの控除否認規定を適用しないとするものである。配当ストリップングに係る当事者らは、これらの取引を証券取引所を通じて行い、EStG § 50c(1)の適用を回避していたとされる。証券取引所条項に関しては、配当ストリップングがこれを満たすか否か、EStG § 50c(1)の適用がない場合にAO § 42(a.F.)で否認されるか否かについて争いが絶えなかったとされている²²²³。

その後、1993年、EStG § 50c(10)が創設され、証券取引所条項の適用基準がより厳しくなっ

たが、投資家によってその適用を容易に回避された。

Ⅲ 半額課税方式の下での配当ストリップング

1 インピュテーション方式の廃止と配当ストリップング

(1) インピュテーション方式から半額課税方式への移行

2001年、法人税と所得税の統合方式としてのインピュテーション方式が廃止され、新たに半額課税方式(Halbeinkünfteverfahren)²⁴が導入された。インピュテーション方式の廃止は、2000年税制改革²⁵の下、ドイツ企業の競争環境と投資環境の改善を図るための法人税率の大幅な引き下げと共に行われた改革の一つである。インピュテーション方式廃止の背景には、制度自体が非常に複雑であったこと、税額控除を内国法人にしか認めないのはEC条約における資本移動の自由に抵触するので

²² 空売りを絡めた配当ストリップング(Cum/Ex取引)に係るEStG § 50c(1)の適用の有無が争われたものとして、BFH v. 15. 12. 1999-IR 29/97, DStR 2000, 462. この判決について触れたものとして、松田直樹「実質主義と法の濫用の法理—租税回避行為の否認手段としての潜在的有用性と限界—」税務大学校論叢55号1頁(2007)79頁以下。Cum/Ex取引については注31も参照のこと。

²³ 2001年にEStG § 50cが廃止された後、再び配当ストリップングに対して、AO § 42の適用が試みられた。配当ストリップングにつき、2008年に改正されたAO § 42の適用が争われたものとして、BFH v. 16. 4. 2014-IR 2/12, DStR 2014, 2012; BFH v. 18. 8. 2015-IR 88/13, DStR 2016, 168. なお、2016年、配当ストリップングとAO § 42の関係について、税務当局による通達が発遣された。BMF-Schreiben, v. 11. 11. 2016, BStBl I 2016,

1324.

²⁴ この訳語は、村井・前掲注(4)271頁による。その他、訳語として、「二分の一所得法」は、鈴木義夫「ドイツにおける2000年税制改革の特徴」明大商学論叢83巻1号118頁(2001)121頁、「配当受取法人非課税・個人半額課税方式」は、東良・前掲注(4)159頁、「二分の一所得免除方式」は、手塚貴大「企業課税の現状と再構築の可能性(2)—ドイツ租税法における法人税を素材とした一試論—」広島法学37巻2号25頁(2013)37頁〔同「法人・企業課税の理論」43頁(弘文堂、2017)所収〕などがある。

²⁵ 2000年税制改革については多数の論文があるが、税法学からの研究として、手塚・前掲注²⁴、財政学からの研究として、関野満夫「現代ドイツ税制改革論」(税務経理協会、2014)。

はないかという懸念を生じさせていたことにあるとされる²⁶⁾。

半額課税方式の下では、個人株主は配当の半額が課税所得に算入され、法人株主は国内外の株式に係る配当につき課税所得に算入されない（5%は事業費として控除できない費用とみなす）こととなった。

インピュテーション方式から半額課税方式に移行されたことで、配当ストリップングにどのような影響があったのか。半額課税方式の下で配当ストリップングが行われた場合の課税関係を整理する。

(2) Cum/Cum取引

(i) 売買・再売買取引

売買・再売買で配当ストリップングが行われた場合の影響をみると以下ようになる（図表2、図表3を参考に比較）。内国法人Bはドイツ法人から7.5（総配当10－資本収益税2.5）の配当を受け取るが、課税所得に算入されず（法人税法8b条1項。以下「KStG §…」とする）²⁷⁾、売買・再売買によるキャピタルロス10（100－90）も、キャピタルゲインが免税（KStG § 8b(2)）であることに対応として控除されず、資本収益税2.5の税額控除も請求できない。結果として、Bはこの取引で2.5（7.5－10）の損失を生じることとなる。他方、外国法人株主Aは株式を100で売却し、90で買

い戻すという取引から10のキャピタルゲインを得るが、ドイツ側で課税されることはない²⁸⁾。Aが株式を売却しなければ7.5（総配当10－資本収益税2.5）しか受け取ることができなかったことから、Aは結果として、この取引から2.5（10－7.5）の租税便益を得る。

このように、半額課税方式の下においても、配当ストリップングにより、外国法人株主は配当を配当以外の所得に転換することで資本収益税を免れたが、取引相手方の内国法人にとっては損失を生みだすものとなった。

また、取引相手方の内国法人が、KStG § 8b(1)の適用を受けない金融機関（KStG § 8b(7)）である場合、ドイツ法人からの7.5の配当は金融機関の課税所得に算入されるが、キャピタルロス10は控除されず、資本収益税2.5の税額控除が請求される結果、金融機関はこの取引から何ら税法上の恩恵を受けることができない。他方、取引の相手方が金融機関であっても外国法人株主Aの課税関係は変わらない。

このように半額課税方式の下においても、売買・再売買で行われる配当ストリップングを用いて外国法人は資本収益税を免れたが、ドイツの内国法人はこの取引により損失が生じることとなった。しかし、実際には、当事者同士で売買又は再売買の金額を操作することで、いずれの当事者にも租税便益を生じさ

²⁶⁾ Tipke/Lang, Steuerrecht 22. Aufl., Köln 2015, § 11, Rz. 16-18. 増井良啓「第57回IFA大会の報告—会社と株主の課税を中心として—」租税研究649号116頁（2003）。鶴田・前掲注(4) 164-165頁。EUにおける法人税と所得税の統合問題について、浅田和史「EUにおける法人税制の『調和』の論理」立命館経済学46巻3号26頁（1997）。

²⁷⁾ KStG § 8bは1993年に制定されたものである。鈴木・前掲注④125-126頁。2001年の半額課税方

式の下で同条は外国法人のみならず内国法人からの配当金支払いについても一律に課税所得に算入しないとする改正が行われた（KStG § 8b(1)）。

²⁸⁾ Cがドイツと租税条約が締結されている国に所在することを前提とし、Cとドイツの租税条約がOECDモデル租税条約13条(5)に従っている場合には、関連会社における株式の売却から生じる利益は、売主の居住国においてのみ課税される。

せるように取引が組成されていたようである²⁹⁾。

(ii) 貸付取引

有価証券貸付が配当ストリップングで行われた場合の影響をみると以下ようになる(図表4、図表5を参考に比較)。

内国法人Dの課税所得をみると、ドイツ法人からの配当7.5(総配当10-資本収益税2.5)は課税所得に算入されない一方、貸借料2.5及び配当戻し金7.5は費用控除されるので、他に所得がない場合には0($0 - 2.5 - 7.5 < 0$)となる。資本収益税2.5の税額控除は請求できないので、Dはこの取引により2.5の損失が生じる(配当 $7.5 - 2.5 - 7.5$)。ただし、他に所得があれば、そこから貸借料及び配当戻し金が費用控除されるので課税所得を圧縮する効果がある。他方、Cは株主として配当を受け取っていれば7.5($10 - 2.5$)しか得ることができなかったにもかかわらず、貸借料及び配当戻し金として10($2.5 + 7.5$)を受け取ることができる。したがって、半額課税方式の下においても、Cは配当を配当以外の所得に転換し、資本収益税を免れることができた。

配当ストリップングの相手方が金融機関の場合、ドイツ法人からの7.5の配当は課税所得として計上されるものの、貸借料2.5及び配当戻し金7.5は費用控除されるので、課税所得は0($7.5 - 2.5 - 7.5 < 0$)となり、2.5の資本収益税が還付される。その結果、ドイツの金融機関は売買・再売買と同様、この取引による税法上の恩恵は受けられない(配当 $7.5 - 貸借料2.5 - 配当戻し金7.5 - 資本収益税還付2.5$)。ただし、他に課税所得があれば、そこから貸借料及び配当戻し金を費用控除できるため、貸付での配当ストリップングは課税所得を圧縮する効果があったといえる。他方、相手方が金融機関であってもCの課税関係は変わら

ない。

インピュテーション方式から半額課税方式へと移行しても、外国法人株主は資本収益税を免れることができた。他方で内国法人においては、配当ストリップングの恩恵は大幅に削減されることとなったが、他に課税所得がある場合には課税所得を圧縮する効果があった。したがって、半額課税方式の下でも配当ストリップングはなくなるどころか、むしろ積極的に行われたとされている。2013~2015年に至っては、毎年約€10億の税収が失われたとされている³⁰⁾。

2 所得税法20条の改正

配当ストリップングに対するドイツ法の対応は、①2006年のEStG § 20の改正による配当戻し金に対する資本収益税課税及び②2008年のKStG § 8bの改正による貸借料及び配当戻し金に係る費用控除の制限によって行われた。

ドイツにおいて、法人からの配当は原則として、EStG § 20(1)1の資本財産所得に含まれ、資本収益税が課される。ところが、配当ストリップングにおいて取引の当事者間で授受される配当戻し金は、資本財産所得に含まれるか否か明らかにされておらず、実務上、これに資本収益税は課されなかった。その結果、国内取引において、空売りを絡めた配当ストリップング(Cum/Ex取引)³¹⁾を用いて、配当戻し金を受け取った者が、実際には資本収益税を課されていないのに税額控除のみを請求するという事態が続いていた。そこで、2006年、EStG § 20(1)1に4文が追加され、資本財産所得に配当戻し金が含まれることとな

²⁹⁾ Spengel, aa.O. (Fn.2), S. 12.

³⁰⁾ Spengel, aa.O. (Fn.2), S. 52.

り、配当と同様に資本収益税が課されることとなった。

政府は4文の追加にあたって、Cum/Ex取引において配当戻し金を受け取った法人が、実際には支払っていない資本収益税の納付証明書の発行を受けて税額控除を行い、税収が減少することを防ぐものであると述べている³¹⁾。

規定の内容は以下の通りである。EStG § 20(1)1の1文は、配当のほか株式等から生じる「その他の収入」も資本財産所得に含まれると規定されている。追加された4文では、当該1文にいう「その他の収入」には、空売りにおいて、買い手が配当の権利を有する株式を得たものの、実際に引き渡された株式が権利落ちであった場合に、売り手から配当の代わりに受け取った収入（配当戻し金）が含まれるとされる。

具体的にEStG § 20(1)1の4文が想定している取引をみってみる。6月28日（配当基準日前）、X（空売りの売り手）がY（空売りの買い手）に株式を100で空売りしたとする（株式

の納期は2日後の6月30日）。このとき、Yは原株の引き渡しを受けていないものの、株式の配当金並びにそれに関連する税額控除を請求する権利を受け取ることを期待している（「Cum：配当の権利を有する株式が取得された」）。

6月29日、配当基準日が到来し、7.5の配当（資本収益税2.5控除後）が決定される。ただし、この時点では、Yは原株の引き渡しを受けていないため、Yが株主として配当を受けることはない。Xは6月30日までに株式を市場で調達してYに引き渡さなければならないが、この段階で原株は市場で流通している。Xが調達するであろう株式を所有する第三者は、6月29日時点で株式の法的所有権を有することから、当該株式に係る配当7.5（資本収益税2.5を控除後）を受領し、資本収益税の納付証明書をカストディアン（有価証券の保管・管理を行う金融機関）から受け取り、これに基づき税額控除を請求する。

6月30日、Xは空売りの対象株式を90（配

31) 半額課税方式に移行した後、空売りを絡めた配当ストリップング問題が表面化したとされている。空売りを絡めた配当ストリップングは、外国法人株主が資本収益税を回避するためのものではなく、複数の内国法人が同じ株式について資本収益税を2回又はそれ以上控除するための手法である。空売りを絡めた配当ストリップングはCum/Ex取引と呼ばれ、2011年に資本収益税の納付証明書の規則が制定されるまで、ドイツの複数の銀行が関与して積極的に行われたが、本稿では詳細な分析は行わない。Spengelの報告書によると、Cum/Ex取引によるドイツの税収減は、2012年10月8日及び2016年2月10日のヘッセン財政裁判所判決（Hessisches Finanzgericht v. 08. 10. 2012-4 V 1661/11, DStR 2012, 2381; Hessisches Finanzgericht v. 10. 2. 2016-4 K 1684/14, DStR 2016, 1084.）では€1億2,500万と€5,400万、2014年12月11日のケルン高等地方裁判所判決（OLG

Köln v. 11. 12. 2014-7 U 23/14.）では€5,400万、2015年7月16日のケルン地方裁判所決定（LG Köln, Beschluss vom 16. 7. 2015 -106 Qs 1/15.）では€4億6,200万とされている。現在もなお、ドイツの複数の金融機関がCum/Ex取引に関与したとして、AO § 370による脱税の調査を受けるなど、ドイツ国内で時事問題となっている。Cum/Ex取引に関する問題を取り上げたものとして、Wolfgang Schön, Cum-/Ex- Geschäfte-materielle und verfahrensrechtliche Fragen, RdF 2015, 115; Petra Eckl, The Tax Aspects of the Discussions Surrounding "Cum/Ex Trades", European Taxation 2017, 227; Christoph Knauer/Sören Schomburg, Cum/Ex-Geschäfte - kommen Strafrechtsdogmatik und Strafrechtspraxis an ihre Grenzen?, NSTZ 2019, 305.

32) BT-Drs. 16/2712, S. 47.

当落ち株価：基準日前の株価100－配当10)で購入し、これをYに引き渡す(「Ex：配当落ち株式が引き渡された」)。同時に、XはYに対して、原株に係る7.5の配当(資本収益税2.5を控除後)に相当する金銭(配当戻し金)を支払う(配当の代わりに株主以外の者から得た収入)。この配当戻し金は、カストディアン経由でYに支払われ、カストディアンから資本収益税の納付証明書が発行されることにより、Yは資本収益税の税額控除を請求することができる。国際的な証券市場の慣習により、空売りの契約時点で株式に係る全ての権利と義務を与えられ、かつ当該株式に係る経済的利益を得る機会及びリスクにさらされるのは、Yであるため、Yは税法上、AO § 39にいう受益所有者として扱われる³³⁾。そうすると、一連の取引において、同じ株式の配当につき、Y及び第三者の両者が、資本収益税の税額控除を請求するという事態が生じる。

そこで、EStG § 20(1)1の4文は、法人から株主に支払われる配当だけではなく、YがXから受け取った配当戻し金についても配当と同様に資本財産所得として資本収益税を課すこととしたのである。

政府の説明では、この規定が適用されるのは、空売りを絡めた配当ストリップングが行われた場合のみであるとされている³⁴⁾。配当戻し金がやり取りされる取引として有価証券貸付及びレポがある。ただし、有価証券貸付及びレポは貸出者(売主)から配当の権利を有

する株式(Cum)を貸し付ける(売却する)という合意のもと、配当の権利を有する株式(Cum)が実際に引き渡されることから、この規定は適用されないものとした³⁵⁾³⁶⁾。

EStG § 20(1)1に4文が追加される前は、法人から株主への配当支払い段階で資本収益税が1回しか課されていないにもかかわらず、2又はそれ以上の取引当事者が資本収益税の税額控除を請求できていたものが、4文の追加により、配当戻し金を支払う段階で資本収益税が課されることとなり、配当及び配当戻し金に係る資本収益税の徴収と税額控除のバランスが図られた。

さらに、当該規定は、ドイツの内国法人と外国法人との間で行われるクロスボーダー取引にまで影響が及ぶこととなった。ドイツの国内源泉所得にはEStG § 20(1)1にいう資本財産所得が含まれる。4文の追加により資本財産所得に配当戻し金が含まれ、実質的に国内源泉所得の範囲が拡大されたといえる(EStG § 49)。クロスボーダーで行われるCum/Ex取引において、ドイツの内国法人が外国法人に対して配当戻し金を支払う際、ドイツ側が資本収益税を課することとなった³⁷⁾。

3 法人税法8b条の改正

2008年、KStG § 8bが改正され、有価証券貸付を用いた配当ストリップングに係る費用控除の制限規定が設けられた(KStG § 8b(10))³⁸⁾。

³³⁾ BT-Drs. 16/2712, S. 47.

³⁴⁾ BT-Drs. 16/2712, S. 48.

³⁵⁾ BMF-Schreiben v. 11. 11. 2016, BStBl I, 1324.

³⁶⁾ BT-Drs. 16/2712, S. 48.

³⁷⁾ 2006年には、有価証券貸付及びレポに係る配当戻し金は資本収益税の課税対象とはならなかった

が、2018年、クロスボーダー有価証券貸付及びレポによって制限納税義務者である投資ファンドに支払われる配当戻し金に対して、資本収益税が課税されることとなった。Art. 21, Art. 6(3) 1 InvStG 2018.

2001年からの半額課税方式の下、有価証券貸付に係る配当ストリップングにおいて、内国法人株主は、国内外の株式から受けた配当については課税所得に算入されない（KStG § 8b(1)）一方で、貸借料と配当戻し金が費用控除されるというアンバランスな扱いにより税法上の恩恵を受けていた³⁸⁾。そこで政府は、このような税法上の恩恵を受けるため組成された取引を対象に、有価証券貸付に係る手数料の費用控除を制限する規定が導入されたのである（KStG § 8b(10)の1文）³⁹⁾。

KStG § 8b(10)の対象となる取引は、有価証券貸付のみならずリース、買戻契約（HGB § 340b(2)）も含まれる（KStG § 8b(10)の4文）。また、取引に係る相手方は国内外問わず全ての法人が対象（KStG § 8b(10)の1文）となり、国内の法人が発行した株式のみならず、外国法人が発行した株式を対象とした取引も当該規定の対象となる（KStG § 8b(10)の1文）。当該規定により費用控除が制限される手数料は、有価証券貸付に係る借入者が貸出者に支払った全ての手数料（具体的には、貸借料及び配当戻し金）⁴⁰⁾であり、貸出者が対象株式について収入又は報酬を受け取っていない場合には、当該規定は適用されない（KStG § 8b(10)の5文）。

当該規定導入による影響をみてる（図表4、図表5）。5月31日、ドイツの内国法人D（借入者）は外国法人株主C（貸出者）からド

イツ法人の株式を借り入れる。6月1日、Dはドイツ法人から7.5（総配当10－資本収益税2.5）の配当を受け取り、6月2日、DはCに同種・同等・同量の株式を返還するとともに、配当と同額の7.5（配当戻し金）及び2.5（貸借料）をCに支払う。

2007年までは、Dはドイツ法人からの配当7.5につき、課税所得に算入されないのに対して、Cに支払う配当戻し金7.5及び貸借料2.5は費用として控除することができた。ところが、この改正により、配当戻し金7.5及び貸借料2.5が費用控除されないこととなった（KStG § 8b(10)）。

当該規定の特徴は、適用対象となる取引を有価証券貸付に加えて経済的に類似した取引である買戻契約を加えたこと、適用対象となる貸出者を国内外の法人としたことにある。この改正により、国内のみならずクロスボーダーで行われる配当ストリップングの税法上の恩恵が受けられなくなり、配当ストリップングを防ぐことに成功したと評価された⁴⁰⁾。

IV 日本法との比較

ドイツの配当ストリップングにおける対応は、①インピュテーション方式の下、借入者への有価証券貸付から生じるキャピタルロスの控除の制限（Ⅱ3）、②半額課税方式の下、空売りを絡めた配当ストリップングにおける配当戻し金の資本収益税課税（Ⅲ2）、③半額

38) 2008年に制定されたKStG § 8b(10)に関して、批判的な検討を加えた論文として、Klaus D Hahne, Unternehmenssteuerreform 2008: Neuregelungen für betriebliche Aktiengeschäfte, FR 2007, 819.

39) BT-Drs. 16/4841, S. 75.

40) BT-Drs. 16/4841, S. 75.

(41) BT-Drs. 16/4841, S. 75.

(42) Holger Häuselmann, Das Ende des "Steuerschlußfloches" Wertpapierleihe-Die Erfassung von Aktienleihgeschäften nach § 8b Abs. 10 KStG in der Fassung des Unternehmensteuerreformgesetzes 2008, DStR 2007, 1379.

課税方式の下、有価証券貸付及び買戻契約の借入者（買主）に対する配当戻し金及び貸借料の費用控除制限（Ⅲ 3）であった。

日本法との比較においては、第1に、上記③について、日本の受取配当等の益金不算入制度との関係で、課税所得に算入されない配当に対する費用控除制限、第2に、上記②について、クロスボーダー取引における配当戻し金の扱いが議論されよう。

1 受取配当等の益金不算入制度

(1) 概要

日本法において、内国法人が配当等を受けるときは、株式等の保有割合に応じて一定の額が益金の額に算入されない（法法23条1項）。受取配当等の益金不算入制度は昭和25年度税制改正において創設されたが、当時は保有割合に関係なく、配当の全額が益金不算入とされていた（旧法法9条の6）。

その後、高度成長とともに法人の地位増大、法人の経営形態及び資本調達の様態の変化により法人の株式保有が増加し、法人間配当に対する課税のあり方が問われることになった。親子会社間の支配関係に基づく配当については、企業の経営形態の選択（子会社設立か支店設置か）に税制が影響を与えるべきではないものの、単に投資目的で保有する株式については、全額を益金不算入とする必要はないのではないかとの議論⁴³⁾をもとに、具体的な見

直しが必要であるとの答申が出された⁴⁴⁾。この答申を受け、昭和63年度税制改正において、保有割合が25%未満の場合には、益金不算入割合が80%とされるなど保有割合に応じた益金不算入割合の制限が導入された。

この考えはその後にも維持され、平成14年度税制改正では、保有割合が25%未満の場合の益金不算入割合が50%に引き下げられた。平成27年度税制改正では、保有割合が4つの区分になり、それに応じた益金不算入割合が20%から100%まで細分化された。

ドイツ法においては、2001年以降、内国法人の受取配当は保有割合に関係なく、全額（5%は事業費として控除できない費用とみなす）が課税所得に算入されていない（KStG § 8b (1)）。しかし、2011年10月20日、欧州司法裁判所判決によって、ドイツの資本収益税の税額控除における無制限納税義務者と制限納税義務者の区別した扱いが、EU法の資本移動の自由に反するとされ⁴⁵⁾、これに対応するため、2013年の改正により、保有割合が10%未満のポートフォリオ配当は全額が課税所得に算入されることとなった⁴⁶⁾。

日本法及びドイツ法いずれも、その導入背景は異なるものの、保有割合に応じて配当に課税する点で共通性を有する。

(2) 費用控除の制限

2008年の改正では、貸借料及び配当戻し金

43) 税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」64頁（昭和61年10月）。

44) 税制調査会「昭和62年度の税制改正に関する答申」8頁（昭和61年12月）。

45) Judgment of Case 20 October 2011, Commission v Germany, C-284/09, EU : C : 2011 : 670. この事件の概要について、辻美枝「国

境を跨ぐ不動産投資と課税」信託研究奨励金論集37号1頁（2016）18頁。

46) 2011年10月20日の欧州司法裁判所の判決から2013年の改正に至るまでの経緯について、Matthias Alber, Die neue Steuerpflicht für Streubesitzdividenden nach § 8b Abs. 4 KStG n.F., FuS 2014, 141.

の費用控除制限規定（KStG § 8 b(10)）が導入された。

他方、日本法においては、ドイツ法のような費用控除制限規定は見当たらない。免除配当に対する費用控除の制限規定としては、関連法人株式等に係る負債利子の費用控除制限規定がある。関連法人株式等からの配当等は原則として100%益金不算入（法法23条1項）となるが、内国法人が元本となる株式等を負債によって調達している場合には、関連法人株式等からの配当等からその負債に対して支払う利子の額を差し引いた金額が益金不算入額となる（法法23条4項）。これは、「非課税部門の収益に対する非課税部門の費用が、課税部門の収益から控除されることとなり適当でないという考え方」⁴⁷⁾に基づくものである。

負債利子に対する費用控除の制限規定は、昭和25年に受取配当等の益金不算入制度が創設された当初から存在し（旧法法9条の6）、関連法人株式等からの配当等のみならず全ての配当等に適用されていたが、平成27年度税制改正により、関連法人株式等に係る負債利子のみが受取配当等の益金不算入制度に係る費用控除の制限として残された。平成27年度税制改正では、同時に受取配当等の益金不算入の割合が株式の保有割合に応じて大幅に見直されたが、これは、関連法人株式等以外の株式について、負債利子が費用として控除されることの影響が低減したことにあるとされている⁴⁸⁾。

当該規定の導入経緯はドイツ法の費用控除制限規定が導入された経緯と類似するものの、その適用は、関連法人株式等に限られ、配当ストリップングをターゲットにした規定ではないという点で異なる。

(3) 短期保有株式等に係る配当

配当ストリップングは、株式等に係る配当基準日の前後で取引を行うことで税法上の恩恵を受けてきた。日本法では、このような配当基準日を跨いで短期間で行われる株式譲渡について、当該株式に係る配当を全額益金に算入する規定が設けられている（法法23条2項）。

この規定は、内国法人が株式等を配当に係る基準日以前1月以内に取得し、かつ、基準日後2月以内に譲渡した場合には、当該株式等に係る配当については全額が益金に算入される（法法23条2項）。同規定は昭和40年度税制改正により導入されたものである（旧法令18条の4）が、それまでは、短期保有株式等について、配当等の益金不算入額は保有期間に応じて計算されており、1月未満の保有期間であっても1月相当の益金不算入が認められていた。

昭和40年度税制改正の背景には、国内の個人株主と法人間での配当ストリップングがあった⁴⁹⁾。当時、個人株主の株式譲渡所得は非課税、配当所得は課税とされていたものの、法人株主について、配当は全額益金不算入であった。そこで、個人株主は、例えば配当基準日直前に株式を法人に100で譲渡し、配当基準日後に90で買戻すことで配当所得10に係る課税を免れた。他方、法人は、配当10については益金不算入、キャピタルロス10（90-100）については損金の額に算入されることで税法上の恩恵を受けていた⁵⁰⁾。これに対して日本法

(47) 『DHCコンメンタール法人税法（加除式）』（第一法規，2019）1230頁。

(48) 同上。

(49) 吉国二郎・武田昌輔『法人税法』（財経詳報社，1972）62頁。

は、法人側の配当10を益金に算入することで対応したが、ドイツ法は、インプューション方式の下、キャピタルロスを損金に算入しないという対応を行った。

日独比較の観点から、配当ストリップングへの対応は次のように整理されよう。日本法は、配当ストリップングに対して短期保有株式等に係る配当の益金不算入の制限規定を設けているが、配当ストリップングにおいて問題とされている配当戻し金及び貸借料の費用控除に関しては何ら制限を設けていない⁵⁰。

他方、ドイツ法は、これまで配当ストリップングに対して個別に制限規定を設けてきた。現行法では、株式の保有割合が10%未満のポートフォリオ配当については全額が課税所得に算入されるものの、それ以外の配当については課税所得に算入されない。ドイツ法は、課税されていない配当について配当ストリップングが行われた場合には、これに係る費用控除を制限することで直接的な対応を行い、税法上の恩恵を削減してきた。また、ドイツ法は費用控除制限において、国内取引のみならずクロスボーダー取引に対してもこれを適用することとしている。

日本法においても、何らかの対応が必要とされよう。

2 配当戻し金に係る源泉徴収

ドイツでは、外国法人株主が配当を配当戻し金に転換する配当ストリップングを行い、資本収益税を免れてきたのに対応するため、一定の配当戻し金を配当と同様に課税を行った。これに対して、日本法では配当戻し金は、源泉徴収の対象となるのであろうか。

クロスボーダー取引において、配当戻し金は、所得税法161条1項に規定する国内源泉所得に該当するかをみよめる⁵¹。所得税法161条1項各号には配当戻し金という文言は含まれていない。

配当戻し金は、配当を受け取った者から配当の代わりとして受け取るものであるから、所得税法161条1項9号の該当性について考える⁵²。国内源泉所得に該当する配当等の規定（所得税法161条1項9号）をみると、(イ)内国法人から受ける配当所得（所法24条1項）のうち剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息及び(ロ)国内にある営業所に信託された投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配がこれに含まれるとされている。また、所得税基本通達24-1によると、上記(イ)の剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配には、株主又は出資者たる地位に基づき受ける経済的な利益も含むとされる。しかしながら、配当戻し金は株主又は

50 同上。

51 増井良啓『租税法入門（第2版）』（有斐閣、2018）236頁。関連法人以外の株式等について、受取配当等が一部益金不算入ではあるものの、負債の利子が損金算入されないことで「対照的な扱いが崩れており、租税裁定が可能になっている」と指摘される。

52 配当戻し金が国内源泉所得に該当するかについ

て検討した論文として、以下のものがある。北村豊「ポイント金融取引課税(2)株券貸借取引に基づく配当金相当額の外国法人に対する支払いについて」NBL 873号40頁（2008）

53 配当に関する最近の研究として、小塚真啓「配当所得課税のあり方：法人税との関係から」日税研論集74号217頁（2018）。

出資者たる地位に基づいたものではなく、取引の相手方から配当の補償として受け取るものである。したがって、配当戻し金は、所得税法161条1項9号にいう国内源泉所得には該当しないと考えられる。

それでは、国内取引において、配当戻し金はどのように扱われているのか。所得税法に明示されていないものの、国税庁質疑応答事例「特約の付された株券貸借取引に係る特約権料等の課税上の取扱い」⁶⁴では、配当戻し金は「株主たる地位に基づいて受ける配当金ではなく、株券貸借取引から生ずる果実であることから、配当所得には該当せず、貸借料と同じく、雑所得となります」とされている。

また、配当戻し金の性質について、税務当局がどのように考えているのか。信用取引において、株式につき配当が行われた場合、売り手から買い手の間で証券会社等を介して当該株式の配当に相当する金銭の額が収受される。所得税基本通達では、この配当に相当する金銭の額は配当落調整額とよばれ、信用に係る売り手又は買い手は、株式の取得価額又は譲渡収入金額から配当落調整額を控除するものとされている（所税基通36・37共-23。平元直所3-14、直法6-9、直資3-8追加、平18課個2-18、課資3-10、課審4-114改正、平27課個2-11、課法10-16、課審5-7改正）。その理由として、信用取引に係る株式につき配当された場合、信用取引の買い手は対象株式の株主ではないので、配当を受け取ることができないにもかかわらず、配当後の価格が下落したところで当該株式を売らざるを得ないため、株価変動とは無関係に配当分だけ損失をこうむる。信用取引の売り手はその逆で、配当分だけ利益を受ける。したがって、配当落調整額は対象株式の売買価

額の修正としての意味を有するとされる⁶⁵。

所得税の考えに基づき発遣された法人税基本通達3-1-6（昭50年直法2-21「7」により追加、平10年課法2-7「四」、平12年課法2-7「八」、平15年課法2-7「十一」、平19年課法2-17「七」、平27年課法2-8「五」により改正）では、配当落調整額の性質につき、さらに一步踏み込んだ説明がなされている。同通達は、信用取引に係る配当落調整額が法人税法23条（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額には含まれないとされている。その理由として、買い手が受け取る配当落調整額が、証券会社等に担保として差し入れられた株式に係る配当（名義株についての配当）と売り手から徴収した配当金相当額とが混同されたものであるとしたうえで、名義株についての配当部分については配当そのものであるが、配当金相当額は配当ではなく、その区分が明らかでない限り、その全額を受取配当に含めることはできないとしている⁶⁶。

他方、所得税法161条1項17号は、その源泉が国内にある所得として政令で定めるものは国内源泉所得に該当すると規定している。これを受けた政令は、国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得に含まれるものとして、国債、地方債、社債又は約束手形から生ずる所得（1号）、一定の居住者に対する貸付

⁶⁴ 国税庁H.P. 質疑応答事例（譲渡所得）「特約の付された株券貸借取引に係る特約権料等の課税上の取扱い」（<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/joto/22/01.htm>, 2019年7月20日最終閲覧）。

⁶⁵ 三又修ほか編『平成29年版 所得税基本通達逐条解説』（大蔵財務協会, 2017）440頁。

⁶⁶ 渡辺淑夫・下山宏『コンメンタル法人税基本通達（四訂版）』（税務研究会出版局, 1999）。

金から生ずる所得（2号）、一定の保険契約に基づく保険金の支払又は剰余金の分配を受ける権利（3号）を挙げている（所令280条1項）。しかし、配当戻し金は1～3号のいずれにも該当しない。

したがって、配当戻し金は所得税法161条1項9号及び17号のいずれにも該当せず、国内源泉所得に含まれないと考えられる。

これまでの分析において、日本法においては、配当戻し金が国内源泉所得に該当するかについて明確な規定が存在しないものの、配当ではないと考えられているように思われる。そうすると、外国法人株主が配当に対する日本の源泉税の課税を免れるために配当ストリップングを行った場合、配当戻し金は課税されないまま非居住者の手に渡ることになる。他方、ドイツ法においては、国内取引及びクロスボーダー取引ともに配当ストリップングに係る一定の配当戻し金は配当と同様に課税され、資本収益税が課される。日本法においても、一定の対応が求められよう。

V おわりに

本稿は、ドイツの配当ストリップングに係る議会資料を通じて、ドイツ法がこの問題にどのように対応してきたのかを整理、分析し、日本法と比較した。

ドイツでは1977年頃から有価証券貸付、空売りを絡めた有価証券貸付、有価証券の売買・再売買による配当ストリップングが活発に行われ、外国法人株主のみならず内国法人株主も租税便益を受けてきた。これに対して、1980年、EStG § 50cの導入により、インピュテーション方式の下、借入者に対して有価証券貸付から生じたキャピタルロスの控除を認めないことで対応を図った。しかしながら、

これは部分的な対応にすぎず、その後も配当ストリップングは行われた。

その後、2001年に半額課税方式へ移行した後も配当ストリップングは活発に行われ、特に空売りを絡めた有価証券貸付に関しては、同じ配当に対して複数回の資本収益税の税額控除が行われた。これに対応するため、2006年、EStG § 20(1)1号に4文が追加され、空売りに係る配当戻し金は配当と同様に資本財産所得として資本収益税を課されることとなった。この改正は外国法人株主に対しても適用されることから、空売りに限定されるものの、クロスボーダー配当ストリップングに部分的に対応したものといえる。さらに、2008年、KStG § 8bの改正により、配当戻し金及び貸借料の費用控除が制限された。

日本法との比較においては、配当ストリップングが国内取引で完結する場合には、ドイツ法及び日本法ともにそれに対応していると考えられるが、クロスボーダー取引で行われた場合には、日本法はこれに対応できていない。特に、ドイツ法においては部分的ではあるが、配当ストリップングに係る一定の配当戻し金を配当と同様に扱い資本収益税を課している。翻って日本法をみると、配当戻し金についての明確な規定は存在せず、国内源泉所得に該当するか否かさえ明らかにされていない。日本法は、クロスボーダー配当ストリップングが行われることを想定したものとはなっていない点で、十分ではないため、今後の対応が求められよう。

なお、2018年のドイツの投資税法改正によるクロスボーダーで支払われる配当戻し金への課税については、その理論的背景も含め、今後の検討課題としたい。

※本稿は、平成30年度信託研究奨励金助成「信託を用いたクロスボーダー金融スキームと信託税制—受益権が複層化した場合の課税モデルの構築—」（研究代表者）及び2018

年度立命館大学社会システム研究所重点プロジェクト「グローバル社会における格差是正と法制・税財政に関する研究」（研究分担者）に係る成果の一部である。